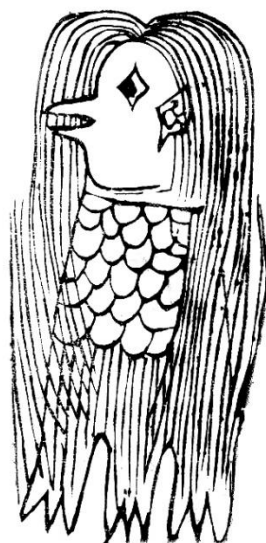


新型コロナウイルス感染対策
社会福祉法人育成会ポリシー

11th ステージ
(S I N C E 2 0 2 0)



令和4年2月1日
社会福祉法人育成会

【新型コロナウイルス感染対策・社会福祉法人育成会ポリシー】

S I N C E 2 0 2 0

11Th ステージ 目次

| | | |
|----|----------------------------|-----|
| 1 | 社会福祉法人育成会ポリシー 経緯 | P1 |
| 2 | 理事長談話（利用者、職員） | P7 |
| 3 | 三密の回避などについて（利用者・職員） | P8 |
| 4 | 具体的対策と対応について（職員） | P9 |
| 5 | 職員バイタルチェックについて（職員） | P10 |
| 6 | 外部からの人の受入について（職員） | P11 |
| 7 | 受入確認表（職員） | P12 |
| 8 | 携帯スプレアの活用について（利用者・職員） | P13 |
| 9 | 通園バスのご利用に当たってのお願いについて（利用者） | P14 |
| 10 | 感染者確認時の対応（BCP）について（職員） | P15 |
| 11 | 濃厚接触者の確認方法（職員） | P18 |
| 12 | 家族が濃厚接触者の場合の対応について（利用者） | P19 |
| 13 | 家族が濃厚接触者の場合の対応について（職員） | P20 |
| 14 | 福島県の新型コロナウイルス相談窓口 | P21 |

新型コロナウイルス感染対策・社会福祉法人育成会ポリシー

経緯

令和4年2月1日現在
社会福祉法人育成会本部

1st ステージ

- ① 全事業所のマスク、消毒アルコール等の備蓄状況確認要請・・・2.1.29 経営会議
- ② 同 備蓄推進周知・・・2.1.29 経営会議

2nd ステージ

- ① 感染対策の基本的考え方と具体的対応周知・・・2.2.29
- ② 感染予防の具体的対策の周知・・・2.3.2
- ③ 小中学校臨時休業への対応検討開始・・・2.3.2
- ④ 小学校等臨時休業措置特別休暇要綱の制定・・・2.3.26
- ⑤ 感染確認時の対応指針策定と周知・・・2.3.30
- ⑥ 携帯用手指消毒スプレーの職員配布・・・2.4.7
- ⑦ 感染対策の具体的対応 Ver 2・・・2.4.7
- ⑧ 手指消毒スプレーの使用について周知・・・2.4.7
- ⑨ 感染防止のための生活上の注意喚起発出（職員）・・・2.4.9
- ⑩ 同（利用者、家族）・・・2.4.9
- ⑪ 理事長談話発出（利用者、家族、職員）・・・2.4.9
- ⑫ 理事長談話利用者向け発出・・・2.4.13
- ⑬ 職員バイタルチェックについて周知・・・2.4.14
- ⑭ 外部受入基準とチェック表の策定・・・2.4.14
- ⑮ 通園バス等運行停止決定と周知・・・2.4.20
- ⑯ 利用者在宅支援の具体的内容策定と発出・・・2.4.24
- ⑰ 通所事業所職員の応援に関するアンケート・・・2.4.28
 - 2.2.20 感染防止要請
 - 2.2.26 イベント等自粛要請
 - 2.2.28 小中学校休業要請
 - 2.4.8 緊急事態宣言 7都府県
 - 2.4.16 緊急事態宣言 全国 ～5.6
 - 2.4.17 いわき市感染防止一斉行動 ～5.6

3rd ステージ

- ① 外部受入基準とチェック表改定・・・2.5.7
- ② 感染防止のための生活上の注意喚起発出（職員）改定・・・2.5.7
- ③ 同（利用者、家族）改定・・・2.5.7

- ④ 通園バス等運行停止延長決定と周知・・・2.5.7
 - 2.5.4 緊急事態宣言 全国延長 ～2.5.31
 - 2.5.5 いわき市感染防止一斉行動第2ステージ ～2.5.31

4th ステージ

- ① 感染予防の具体的対策の継続・・・2.5.20
- ② 職員バイタルチェックの継続・・・2.5.20
- ③ 感染防止のための生活上の注意喚起（職員）を改定して継続・・・2.5.20
- ④ 手指消毒スプレーの使用の継続・・・2.5.20
- ⑤ 外部受入基準を改定して継続・・・2.5.20
- ⑥ 外部受入時の確認表を改定して継続・・・2.5.20
- ⑦ 理事長談話（職員、利用者、家族向けの）を改定して発出・・・2.5.20
- ⑧ 通園バス等運行の再開決定と周知・・・2.5.20
- ⑨ 感染防止のための生活上の注意喚起（利用者、家族）を改定して継続・・・2.5.20
- ⑩ 手指消毒スプレーの使用について（利用者、家族）発出・・・2.5.20
 - 2.5.14 緊急事態宣言39県解除
 - 2.5.14 福島県大幅な規制緩和
 - 2.5.15 いわき市感染防止一斉行動第2ステージ継続 ～2.5.31

5th ステージ

- ① 感染予防の具体的対策を改定して継続・・・2.6.1
- ② 職員バイタルチェックの継続・・・2.6.1
- ③ 感染防止のための生活上の注意喚（職員）を改定して継続・・・2.6.1
- ④ 外部受入基準を改定して継続・・・2.6.1
- ⑤ 外部受入時の確認表を改定して継続・・・2.6.1
- ⑥ 感染防止のための生活上の注意喚起（利用者、家族）を改定して継続・・・2.6.1
- ⑦ 理事長談話（職員、利用者、家族向けの）発出・・・2.5.20
- ⑧ 通園バス等運行の再開決定と周知・・・2.5.20
- ⑨ 手指消毒スプレーの使用について発出・・・2.5.20
- ⑩ 手指消毒スプレーの使用について（利用者、家族）発出・・・2.5.20
 - 2.5.25 緊急事態宣言全国解除を政府発表

6th ステージ

- ① 感染予防の具体的対策の継続と変更について・・・2.6.16
- ② 職員バイタルチェックの継続・・・2.6.1
- ③ 感染防止のための生活上の注意喚（職員）を改定して継続・・・2.6.1
- ④ 外部受入基準を改定して継続・・・2.6.1
- ⑤ 外部受入時の確認表を改定して継続・・・2.6.1
- ⑥ 感染防止のための生活上の注意喚起（利用者、家族）を改定して継続・・・2.6.1
- ⑦ 理事長談話（職員、利用者、家族向けの）発出・・・2.5.20

- ⑧ 通園バス等運行の再開決定と周知・・・2.5.20
- ⑨ 手指消毒スプレーの使用について発出・・・2.5.20
- ⑩ 手指消毒スプレーの使用について（利用者、家族）発出・・・2.5.20

7th ステージ・・・2.7.22

- ① 感染予防の具体的対策の継続と変更について
- ② 職員バイタルチェックの継続
- ③ 感染防止のための生活上の注意喚（職員）を改定して継続
- ④ 外部受入基準を改定して継続
- ⑤ 外部受入時の確認表を改定して継続
- ⑥ 感染防止のための生活上の注意喚起（利用者、家族）を改定して継続
- ⑦ 理事長談話（職員、利用者、家族向けの）発出
- ⑧ 通園バス等運行の再開決定と周知
- ⑨ 手指消毒スプレーの使用について
- ⑩ 手指消毒スプレーの使用について（利用者、家族）発出
- ⑪ 感染確認時の対応指針策定と周知

2.7.22 国がGoTo トラベルキャンペーン開始

法人としては行動自粛内容を変更せず、熱中症防止を考慮した内容に変更

8th ステージ・・・2.8.26

- ① 理事長談話（利用者、職員）
- ② 三密・不特定多数との接触回避について（職員）
- ③ 三密の回避などについて（利用者）
- ④ 具体的対策と対応について（職員）
- ⑤ 職員バイタルチェックについて（職員）
- ⑥ 外部からの人の受入について（職員）
- ⑦ 受入確認表（職員）
- ⑧ 携帯スプレーの活用について（利用者・職員）
- ⑨ 通園バスのご利用に当たってのお願いについて（利用者）
- ⑩ 感染者確認時の対応について（職員）

2.8.7 政府の新型コロナ分科会が4ステージの指標と数値を示す

8th ステージ改訂版抜粋版・・・3.1.12

- ① 理事長談話（利用者、職員）
- ② 三密の回避などについて（利用者）
- ③ 携帯スプレーの活用について（利用者・職員）
- ④ 通園バスのご利用に当たってのお願いについて（利用者）

3.1.12 福島県発行「相談窓口」チラシ配布

3.1.7 東京、神奈川、埼玉、千葉の首都圏4都県に2月7日まで緊急事態宣言が発出され、その後、大阪、京都、兵庫の関西3府県、愛知、岐阜の東海2県、福岡、

栃木の計7府県が追加

3.2.2 栃木県を除く10都府県の緊急事態宣言を3月7日まで延長

3.2.15 福島県重点対策期間を3月末までとして発表

3.3.26 福島県重点対策期間が5月9日まで延長

郡山市太田西ノ内病院のクラスターが170人を超える

9th ステージ・・・3.4.1

- ① 理事長談話（利用者、職員）
- ② 三密の回避などについて（利用者、職員）
- ③ 具体的対策と対応について（職員）
- ④ 職員バイタルチェックについて（職員）
- ⑤ 外部からの人の受入について（職員）
- ⑥ 受入確認表（職員）
- ⑦ 携帯スプレーの活用について（利用者・職員）
- ⑧ 通園バスのご利用に当たってのお願いについて（利用者）
- ⑨ 感染者確認時の対応について（職員）
- ⑩ 福島県の新型コロナウイルス相談窓口

家族が濃厚接触者の場合の対応（利用者）・・・4.14追加発出

家族が濃厚接触者の場合の対応（職員）・・・同

3.4.1 大阪、兵庫、宮城の3府県に対し、まん延防止等重点措置を4月5日から一ヶ月間適応と発表

9th ステージ改訂版・・・3.5.22

- ① 理事長談話（利用者、職員）
- ② 三密の回避などについて（利用者、職員）
- ③ 具体的対策と対応について（職員）
- ④ 職員バイタルチェックについて（職員）
- ⑤ 外部からの人の受入について（職員）
- ⑥ 受入確認表（職員）
- ⑦ 携帯スプレーの活用について（利用者・職員）
- ⑧ 通園バスのご利用に当たってのお願いについて（利用者）
- ⑨ 感染者確認時の対応について（職員）
- ⑩ 家族が濃厚接触者の場合の対応（利用者）
- ⑪ 家族が濃厚接触者の場合の対応（職員）
- ⑫ 福島県の新型コロナウイルス相談窓口

3.4.23 東京、大阪、京都、兵庫に緊急事態宣言

3.5.12 愛知県はじめ福岡県、北海道、岡山県、広島県、沖縄県に順次緊急事態宣言
（沖縄県は6月20日まで）

3.5.14 福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言を発令

10th ステージ・・・3.8.7

- ① 理事長談話（利用者、職員）
- ② 三密の回避などについて（利用者、職員）
- ③ 具体的対策と対応について（職員）
- ④ 職員バイタルチェックについて（職員）
- ⑤ 外部からの人の受入について（職員）
- ⑥ 受入確認表（職員）
- ⑦ 携帯スプレーの活用について（利用者・職員）
- ⑧ 通園バスのご利用に当たってのお願いについて（利用者）
- ⑨ 感染者確認時の対応について（職員）
- ⑩ 家族が濃厚接触者の場合の対応（利用者）
- ⑪ 家族が濃厚接触者の場合の対応（職員）
- ⑫ 福島県の新型コロナウイルス相談窓口

3.7.12 東京・沖縄に緊急事態宣言

3.8.2 東京・神奈川・千葉・埼玉・大阪・沖縄に緊急事態宣言
（8月31日まで）

3.8.8 福島県にまん延防止等重点措置発令
（8月31日まで）

10th ステージ改訂版・・・3.9.1

- ① 理事長談話（利用者、職員）
- ② 三密の回避などについて（利用者、職員）
- ③ 具体的対策と対応について（職員）
- ④ 職員バイタルチェックについて（職員）
- ⑤ 外部からの人の受入について（職員）
- ⑥ 受入確認表（職員）
- ⑦ 携帯スプレーの活用について（利用者・職員）
- ⑧ 通園バスのご利用に当たってのお願いについて（利用者）
- ⑨ 感染者確認時の対応について（職員）
- ⑩ 家族が濃厚接触者の場合の対応（利用者）
- ⑪ 家族が濃厚接触者の場合の対応（職員）
- ⑫ 福島県の新型コロナウイルス相談窓口

3.8.25 福島県にまん延防止等重点措置発令の延長
（9月12日まで）

3.9.9 福島県にまん延防止等重点措置発令の延長
（9月30日まで）

3.10.1 全国の緊急事態宣言およびまん延防止等重点措置の解除

11th ステージ・・・4.1.25

- ① 理事長談話（利用者、職員）
- ② 三密の回避などについて（利用者、職員）
- ③ 具体的対策と対応について（職員）
- ④ 職員バイタルチェックについて（職員）
- ⑤ 外部からの人の受入について（職員）
- ⑥ 受入確認表（職員）
- ⑦ 携帯スプレーの活用について（利用者・職員）
- ⑧ 通園バスのご利用に当たってのお願いについて（利用者）
- ⑨ 感染者確認時の対応（BCP）について（職員）・・・4.2.1
- ⑩ 濃厚接触者の確認方法（職員）・・・4.2.1
- ⑪ 家族が濃厚接触者の場合の対応（利用者）
- ⑫ 家族が濃厚接触者の場合の対応（職員）
- ⑬ 福島県の新型コロナウイルス相談窓口
 - 4.1.9 広島県、山口県、沖縄県にまん延防止等重点措置発令
 - 4.1.21 群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県にまん延防止等重点措置発令
 - 4.1.27 先行発令地域と福島県を含む34都道府県にまん延防止等重点措置を発令（2月20日まで）
 - 4.1.31 福島県より待機期間等に関する短縮措置の厚労省通知が発出

しゃかいふくしほうじんいっせいかい
社会福祉法人育成会のみなさまへ

しんがたころなういるすかんせんたいさく しゃかいふくしほうじんいっせいかいぼりしー
【新型コロナウイルス感染対策・社会福祉法人育成会ポリシー】
りじちようだんわ
理事長談話

おみくろんかぶ ぜんこくてき かんせんかくだい つづ かんせん たいさく
オミクロン株による全国的な感染拡大が続いていますが、感染しないための対策はこれま
でと変わりありません。

ですから、今まで通りに三密（密閉：閉め切った部屋などのムシムシする場所、密集：
おおぜい あつ がやがや ばしょ みっせつ ひと ひと ぎゅうぎゅう ばしょ さ
大勢が集まってガヤガヤする場所、密接：人と人がくっついてギュウギュウの場所）を避け、
かなら ますく つ まいにちてあら しょうどく つづ たいせつ
必ずマスクを着けて、毎日手洗いや消毒を続けることがとても大切です。

おみくろんかぶ ころなういるす なんばい かんせんりょく つよ い
オミクロン株は、これまでのコロナウイルスの何倍も感染力が強いと言われています。

そのため、どれだけ感染しないように頑張っても、育成会の利用者のみなさんと職員、
かぞく ぜんぶ にん にん ひと かんせん かんぜん ふせ むづか
その家族を全部あわせた 1000人～2000人の人たちの感染を完全に防ぐのは難しいので、
いくせいかい ひと きょう あした かんせん ふしぎ
育成会の人々が今日や明日に感染しても不思議ではないのです。

それを防ぐためにとても大切なことはワクチン接種です。病気などでワクチンを打つこと
ができない人もいますが、そうではない健康な人には、自分が感染しないだけでなく、ほかの人に感染させないためにも、ワクチン接種をぜひともお願いいたします。

そして、これまで何度も繰り返してきましたが、もしも利用者、職員、その家族などの
いくせいかい ひと かんせんしゃ かんせん かた かぞく しんばい きも
育成会の人に感染者がでたときには、その方やそのご家族のことを心配する気持ちをみんな
も いちにち はや げんき ねが
で持って、一日も早く元気になってくれるように願ひましょう。ぜったいに、その人を傷つ
けるようなことを言ったり、噂話などをしないことを約束しましょう。

みなさまには、ご不便をかけることがまだしばらく続き、無理なお願いをすることが多い
とおもいますが、オミクロン株は重症化しにくいことや3回目のワクチン接種、そして治療
やくにより、普通の生活に戻る日が近いことを信じて、みんなで頑張ります。

れいわ ねん がつ にち
令和4年1月25日

しゃかいふくしほうじんいっせいかい
社会福祉法人育成会

りじちよう たかむらと みこ
理事長 高村トミ子

しせつりようしゃ ごかぞく しょくいんかくい
施設利用者のみなさま、ご家族のみなさま、職員各位

しんがたころなういるすかんせんたいさく しゃかいふくしほうじんいくせいかい
【新型コロナウイルス感染対策・社会福祉法人育成会ポリシー】

さんみつ かいひ
三密の回避などについて

これから次のこと絶対に忘れずに、みんなで守って、「感染しない」「感染させない」「感染を広げない」を、育成会の人たちみんなでこれからも頑張りましょう。

1 【密集】人がいっぱい集まってガヤガヤする場所の注意！

- ① いろいろな人が多くが集まる集会やイベントには出来るだけ行かない。
- ② いろいろな人が多く集まる場を出来るだけ作らない。
- ③ 行く必要があるとき、集まる必要があるときには下の「密閉」と「密接」を回避する。

2 【密閉】閉め切った部屋などのムシムシする場所の注意！

- ① 換気の悪い場所へは行かない。
- ② 自宅では換気扇や窓を使って換気する。
- ③ 同乗者がいる場合、車のエアコンは常に外気導入にする。

3 【密着】人と人がくっついてギュウギュウの場所の注意！

外出先、自宅を問わず、ほかの人と会うときには互いにマスクをつけて接触を避け、一定距離（できれば2メートル）を保つようにする。

4 【いろいろな人との接触】に注意！

いろいろな人たちが集まり感染する心配のある飲食店、冠婚葬祭、集会、イベントなどで感染対策がとられていない1～3のような三密の場所には行かないようにしましょう。

また、どうしても上のような場所に行かなくてはならないときには、マスク着用、手指消毒、ほかの人とできるだけ離れることを守って、また、いろいろな人に触れないようにして、電車やバスが込み合うときには使わないで、出来るだけ自家用車を使うなどの方法をとるようにしましょう。

かんせん しんばい びーしーあーるけんさ う さい しょぞくじぎょうしょ そうだん
※感染の心配がありPCR検査を受ける際には、所属事業所にご相談ください。

れいわ ねん がつ にち
令和4年1月25日
しゃかいふくしほうじんいくせいかい
社会福祉法人育成会

具体的対策と対応について（職員周知）

- 1 マスク着用に関しては、外出業務、訪問者対応業務は勿論、当該事業関係者（利用者と職員）のみで活動する際にも原則着用とする。
- 2 事務室、活動室、食堂など使用する全ての部屋は、対角の位置の窓や出入口を多少でも2か所以上開けることや、換気扇を回すなどの換気の対策を怠らない。（エアコン使用時も同様）
- 3 食事や水分補給の介助の際には、その都度、使い捨て手袋の使用やマスク着用などの飛沫対策に努める。
- 4 別紙「職員バイタルチェックについて」に基づく毎日の職員バイタルチェックを実施する。
- 5 全ての訪問者（来客、業者、保護者など）には、入り口での体温計測、手指消毒、マスク着用を求める。
- 6 訪問者へのお茶等の飲食物提供をしない。
ただし、もてなしや熱中症予防の観点から、予めペットボトル茶などを用意して帰る際に渡すなどの対応を考慮する。
- 7 外部から帰った際、外部からの物品を受け取った際、マスク着脱後など、ウイルス付着の可能性のある全ての場面での手指消毒を励行する。
- 8 エタノール液、クリンミスト液、オゾン装置、空気清浄機、換気扇などを有効活用する。
- 9 利用者、保護者の対応時は、出来るだけ大きな部屋を使用し、席間を十分に空けて、対角の位置の入り口や窓を2か所以上開けるか、換気扇を回すなどの対策を怠らない。
（例）相談室や小会議室より大会議室を使用。
- 10 配布した携帯手指消毒用スプレーの継続的かつ積極的活用。

令和4年1月25日
社会福祉法人育成会

【新型コロナウイルス感染対策・社会福祉法人育成会ポリシー】

具体的対策と対応について（別紙）

職員バイタルチェックについて（職員周知）

- 1 全職員に向けて、「発熱」「倦怠感」「咳」「くしゃみ」「関節痛」「筋肉痛」「味覚・嗅覚の異常」そのほか体調の異常がある場合には、出勤を控えて通院または自宅での経過観察を行うよう周知する。
- 2 毎日の朝の打ち合わせ時に全職員に向けて、「発熱」「倦怠感」「咳」「くしゃみ」「関節痛」「筋肉痛」「味覚・嗅覚の異常」その他に体調の異常が無いかを口頭で確認する。
- 3 少しでも体調に不安がある職員は検温し37.5℃以上の場合には直ちに退勤させ、通院または自宅での経過観察を促す。
- 4 37.5℃以上の発熱がない場合でも、風邪の症状をともなう体調の異常がある場合には退勤させ、通院または自宅での経過観察を促す。
- 5 退勤や通院、経過観察などによる休暇は、PCR検査などにより病名が判明するまでは年次有給休暇、または欠勤で対応する。

令和4年1月25日
社会福祉法人育成会

外部からの人の受入について（職員周知）

- 1 ここではいう外部からの人の受入とは、新採用職員、新利用契約者、実習を行う学生、支援学校等の実習者、ボランティア、見学者などをいう。
- 2 受け入れ開始の際に確認する事項を次の通りとする。
 - ① 37.5℃以上の発熱がないこと。
 - ② 咳、喉の痛み、倦怠感、味覚異常、嗅覚異常、及び一般的な風邪の諸症状が一切ないこと。
 - ③ 訪問場所が感染対策をとっていない三密の環境下で、不特定多数の集合する場所（冠婚葬祭、集会、イベントなど）を訪問していないこと。
 - ④ 家族、友人、及び身近な人で上記①～③に当てはまる人と10日間以内に接触がないこと。
 - ⑤ 2回目のワクチン接種から2週間以上経過していること。
- 3 2の①②に抵触した場合には、その症状がなくなった日から10日間以上経過した段階で再度確認する。
- 4 2の③に抵触した場合には、該当する訪問日から10日間以上経過した段階で再度確認する。
- 5 2の④に抵触した場合には、その者と接触した日から10日間以上経過した段階で再度確認する。
- 6 2の⑤に抵触した場合は、直前に実施した抗原検査が陰性の場合に受け入れる。その場合の費用負担は、採用職員、利用契約者、ボランティア等は法人が負担し、それ以外は当人または所属先の負担とする。あわせて感染する可能性が高いことを説明し理解を促す。
- 7 2の③～④に該当し濃厚接触者となった場合や本人の感染が確認された場合であっても、保健所等のPCR検査が陰性である場合には受け入れる。

うけいれかくにんひょう
受入確認表

つぎ こうもく まる こた
次の項目の「はい・いいえ」に○をつけてお答えください。

1 37. 5℃以上の発熱はありません。

はい ・ いいえ

2 咳、喉の痛み、倦怠感、味覚異常、嗅覚異常、及び一般的な風邪の諸症状の全てがありません。

はい ・ いいえ

3 訪問場所が感染対策をとっていない三密の環境下で、不特定多数が集まる場所（飲食店、冠婚葬祭、集会、イベントなど）を10日間以内に訪問していません。

はい ・ いいえ

4 家族、友人、及び身近な人で上記1～3に当てはまる人と10日間以内に接触していません。

はい ・ いいえ

5 2回目のワクチンの接種から2週間以上経過しています。

はい ・ いいえ

じょうき とお かいどう
上記の通り回答いたします。

れいわ ねん がつ ひ
令和4年 月 日

しよぞく
所属

しめい
氏名

れんらくさき
連絡先

りようしゃ
利用者のみなさま、
ごかぞく
ご家族のみなさま、
しよくいんかくい
職員各位

しんがたころなういるすかんせんたいさく
【新型コロナウイルス感染対策・社会福祉法人育成会ポリシー】
しゃかいふくしほうじんいくせいかいほりしー

けいたいすぶれー
携帯スプレーの活用について
かつよう

かんせんりよく
感染力の強いオミクロン株が全国的にまん延しています。
つよいおみくろんかぶ
ぜんこくてき
えん

いぜん
そのため、以前に配布した携帯スプレーなどを常に身に付けて、
つねみつ
つぎ
次のような行動を育成会の全員でひきつづき行いましょう。
こうどう
いくせいかい
ぜんいん
おこな

- あるこーるしょうどく
1 アルコール消毒などがある場所（お店の入り口など）では、それを必ず
しやう
使用しましょう。
ばしょ
みせ
い
ぐち
かなら
- みせ
2 お店などにアルコール消毒がないときには、このスプレーを必ず使用
しょう
しましょう。
すぶれー
かなら
しょう

れい
(例)・コンビニやスーパーで買い物したあと（買わなくても物に触ったあと）。
こんびに
すーばー
かいもの
か
ものさわ

- じどうはんばいき
・自動販売機を使ったあと。
つか
- がそりんすたんど
・ガソリンスタンドでタッチパネルや給油ノズルに触れたあと。
たっちばねる
きゅうゆのずる
ふ
- いんしょくてん
・飲食店での食事前、トイレのあと、店を出たあと。
しょくじまえ
といれ
みせ
で
- たくはいぎようしゃ
・宅配業者などから荷物を受け取ったあと。
にもつ
う
と

つまり、

て
手や指先で何かに触れたあとは必ず手指消毒！
ゆびさき
なに
ふ
かなら
しゆししょうどく

もし、

しょうどくえき
消毒液がない場合には、ボトルを施設に持参してください。
ばあい
ぼとる
しせつ
じさん

しょうどくえき
消毒液を入れてお返しします。
い
かえ

れいわ
令和4年1月25日
ねん
がつ
にち
しゃかいふくしほうじんいくせいかい
社会福祉法人育成会

しゃかいふくしほうじんいくせいかい
社会福祉法人育成会

りようしゃ なら ほごしゃ
利用者みなさま、並びに保護者みなさまへ

しんがたころなういるすかんせんたいさく しゃかいふくしほうじんいくせいかいぼりしー
【新型コロナウイルス感染対策・社会福祉法人育成会ポリシー】

つうえんばすとうそうげいしゃりよう りよう あ ねが
通園バス等送迎車両の利用に当たってのお願いについて

かんせんりよく つよ おみくろんかぶ えいきよう ぜんこくてき かんせん かくだい ふくしま
より感染力の強いオミクロン株の影響により、全国的に感染が拡大し、福島
けんない しなない しゅうだんはっせい あいつ
県内、いわき市内でも集団発生が相次いでいます。

こんご つうえんばすとう りよう つぎ しょうち いただ
そのため、今後とも通園バス等の利用にあたっては、次のことをご承知おき頂
きたく、繰り返しお願いいたします。

- ① つうえんばすとう せま くうかん めいぜんご ひと じょうしゃ おうふく やく
通園バス等は狭い空間に10～20名前後の人が乗車して、往復で約2
じかん しゃない す みっぺい みっしゅう みっせつ みつ くうかん かんせん
時間を車内で過ごすため、「密閉」「密集」「密接」の3密の空間であり、感染
きけんせい
の危険性があること。
- ② かんせん きけんせい すこ へ いえ で じょうしゃ
感染の危険性を少しでも減らすために、家を出るときや乗車するときには
かなら しゅししょうどく おこな
必ず手指消毒を行うこと。
- ③ しゃない みっせつ くうかん げんそく ますく ちゃくよう ぎむづ
車内は密接の空間となるため、原則としてマスクの着用を義務付けること。
- ④ かぞく そうげい かろう かた かんせんぼうし かんてん つうえんばす
家族などの送迎が可能な方には、感染防止の観点からできるだけ通園バス
とう りよう ひか
等の利用を控えていただきたいこと。

いじょう ないよう じゅうぶん しょうち りようしゃ なら ほごしゃ
以上の内容を十分にご承知いただきまして、利用者みなさま、並びに保護者
のみなさまには、つうえんばすとう りよう ねが
通園バス等のご利用をお願いいたします。

れいわ ねん がつ にち
令和4年1月25日
しゃかいふくしほうじんいくせいかい
社会福祉法人育成会
りじちょう たかむらと みこ
理事長 高村トミ子

【新型コロナウイルス感染対策・社会福祉法人育成会ポリシー】

オミクロン株感染者確認時の対応（BCP）について

2022. 2. 1

オミクロン株に対する厚労省の事務連絡を受けて、感染者の立場や所属等を勘案し、想定される3ケースに即したBCP（事業継続計画）を講ずる。

ケース1

【利用者】 ① 通所

ア 通園バス利用 ⇒ 濃厚接触者（バス同乗者）の通所事業所全てを、確認された日から10日間閉園し、11日目から登園可能とする。

当該利用者の事業所職員は4日目と5日目にPCR検査等を実施し陰性の職員は5日目から出勤させて業務に当たる。

イ 自主通園

みなみテラス ⇒ 当該事業所を、確認された日から10日間閉園し11日目から登園可能とする。

当該事業所職員は4日目と5日目にPCR検査等を実施し陰性の職員は5日目から出勤させて業務に当たる。

② 入所 ⇒ 具体的な支援の対応は、いわき育成園の対応マニュアルに沿って行う。

③ GH ⇒ 通園に関しては①アにより行う。

GHでの具体的な支援の対応は、ライフサポートセンターゆう・ゆうの対応マニュアルに沿って行う。

ケース2

【職員】 ① 通所

ア 運転手 ⇒ 当該運転手に症状がある場合はPCR検査等による回復確認まで出勤停止し、無症状の場合には検体採取日から8日目に勤務を可能とする。

濃厚接触者（バス同乗者）の通所事業所全てを、確認された日から10日間閉園し11日目から登園可能とする。

濃厚接触者の職員は4日目と5日目にPC

R検査等を実施し陰性の職員は5日目から出勤させて業務に当たる。

イ 運転手以外 ⇒ 当該職員に症状がある場合はPCR検査等による回復確認まで出勤停止し、無症状の場合には検体採取日から8日目に勤務を可能とする。

当該事業所は、確認された日から10日間閉園し11日目から登園可能とする。

当該職員の事業所職員は4日目と5日目にPCR検査等を実施し陰性の職員は5日目から出勤させて業務に当たる。

② 入所 ⇒ 当該職員に症状がある場合はPCR検査等による回復確認まで出勤停止し、無症状の場合には検体採取日から8日目に勤務を可能とする。

濃厚接触者の職員はPCR検査等を実施し、4日目と5日目に陰性の場合には5日目から出勤させて業務に当たる。

③ GH ⇒ 当該職員（世話人）に症状がある場合はPCR検査等による回復確認まで出勤停止し、無症状の場合には検体採取日から8日目に勤務を可能とする。

濃厚接触者の利用者は、11日目から事業所への登園を可能とする。

濃厚接触者の職員（世話人）は、4日目と5日目にPCR検査等を実施し陰性の職員は5日目から出勤させて業務に当たる。

ケース3

【家族】

① 通所利用者 ⇒ 当該利用者は、11日目から登園可能とする。

② 入所利用者 ⇒ 施設に戻った後に濃厚接触者と判明した場合には、利用者、職員全員のPCR検査等を実施する。

帰省中に濃厚接触者と判明した場合には、10日間の自宅待機を要請する。

③ GH利用者 ⇒ GHに戻った後に濃厚接触者と判明した場合には、当該利用者が利用するGHのエリアの利用者、職員（世話人）全員のPCR検査等を実施する。

当該利用者は、11日目から事業所への登園を可能とする。

帰省中に濃厚接触者と判明した場合には、10日間の自宅待機を要請する。

④ 通所職員

入所職員

GH職員 ⇒ 4日目と5日目にPCR検査等を実施し陰性の職員は5日目から出勤させて業務に当たる。

- ※ 入所、GHの応援要員として、通所事業所、及び事務局から各1名以上派遣する体制を常に設ける。
- ※ 感染が確認された際には、いわき市保健所、いわき市障害福祉課へ連絡し、対応の判断を仰ぐが、早急に閉園、自宅待機、隔離等が必要と判断される場合には、行政判断を待たずに迅速に行う。
- ※ 職員の勤務に関しては一律とせず、PCR検査により陰性が確認された場合でも年齢や基礎疾患により応援要員や自宅待機（年次有給休暇、欠勤による）等を総合的に判断する。
- ※ 感染が確認された場合には遅滞なく各事業所で、接触箇所や活動空間等を、アルコール（エタノール70%以上）、次亜塩素酸ナトリウム（0.05%（クリンミスト2倍希釈溶液）、オゾン発生装置等による消毒を行う。
- ※ PCR検査は、保健所の指示で濃厚接触者等が行うもの以外は、いわき市の「新型コロナウイルス検査専用相談」を利用し、検査対象外の場合には民間機関のPCR検査キット等を利用する。
- ※ 濃厚接触者の判断は、福島県が示した「濃厚接触者の確認方法」（別紙）による。
- ※ 閉園中の通所事業所では「新型コロナウイルス対応に伴う例外的な報酬の算定について」（令和3年8月5日厚労省発出）に基づき、対象となる利用者への在宅支援を実施する。

新型コロナウイルス感染症 濃厚接触者の確認方法

「学校や職場の同僚、身近な知人などが陽性になった」場合などに、以下の流れで、濃厚接触者に該当するかどうかを確認してください。

①陽性者に確認

症状が出始めた日
無症状である場合は「検体を採取した日」 ⇒ _____月____日

②感染の可能性がある期間の確認陽性者に確認

①の2日前 ⇒ _____月____日

③接触の有無の確認

感染の可能性があった②の日以降に、陽性者に会いました？

はい

いいえ

④接触の状況

- 陽性者がマスクなし（正しい状態で着用していない場合※を含む）で、手が触れる距離（**1m以内**）で**15分以上接触した（会話・カラオケ等）**

※マスク着用とは、不織布マスク（または同程度以上の効果があるもの）を正しく着用している状態を指し、鼻出しマスク、顎マスクは不適切な状態となります。

濃厚接触者には該当しません
引き続き基本的な感染対策を徹底してお過ごしてください。

いいえ

はい

濃厚接触者に該当します

りようしゃ かぞく
利用者のみなさま、ご家族のみなさま

(しんがたころなういるすかんせんたいさく しやかいふくしほうじんいくせいかいぼりしー)
【新型コロナウイルス感染対策・社会福祉法人育成会ポリシー】

りようしゃ どうきよ かぞく のうこうせつしょくしゃ かくにん ばあい たいおう
利用者のみなさまの同居のご家族が濃厚接触者と確認された場合の対応について

ぜんこくてき かんせんかくだい う どうほうじん かんせんたいさく きょうか はか
全国的な感染拡大を受けて、当法人での感染対策の強化を図るために、

りようしゃ どうきよ かぞく のうこうせつしょくしゃ かくにん ばあい つぎ
利用者のみなさまの同居のご家族が濃厚接触者と確認された場合には、次の

とお たいおう ねが
通り対応をお願いいたします。

1 どうきよ かぞく きんむさき つうがくさきとう かんせんしゃ かくにん かぞく のうこう
同居のご家族の勤務先、通学先等で感染者が確認され、そのご家族が濃厚

せつしょくしゃ かくにん ばあい ちたい りようさきじぎょうしょ れんらく ねが
接触者と確認された場合には、遅滞なく利用先事業所に連絡をお願いいた
します。

2 かぞく のうこうせつしょくしゃ かくにん ひいこう りようしゃ かた びーしーあーる
そのご家族が濃厚接触者と確認された日以降に利用者の方のPCR

けんさ ほけんじょしじ びーしーあーるけんさ しけんさせんようそうだん びーしーあーる
検査(保健所指示によるPCR検査、いわき市検査専用相談によるPCR

けんさ みんかんきかん びーしーあーるけんさ いんせいけつか で あいだ
検査、民間機関のPCR検査など)の陰性結果が出るまでの間、または、

りようしゃ かた びーしーあーるけんさ う むずか ばあい とおかかん どう
利用者の方がPCR検査を受けることが難しい場合などは10日間の登

えん ひか くだ ねが
園を控えて下さいますようお願いいたします。

れいわ ねん がつ にち
令和4年1月25日
しやかいふくしほうじんいくせいかい
社会福祉法人育成会
りじちょう たかむらとみこ
理事長 高村トミ子

【新型コロナウイルス感染対策・社会福祉法人育成会ポリシー】

職員の同居家族が濃厚接触者と確認された場合の対応について

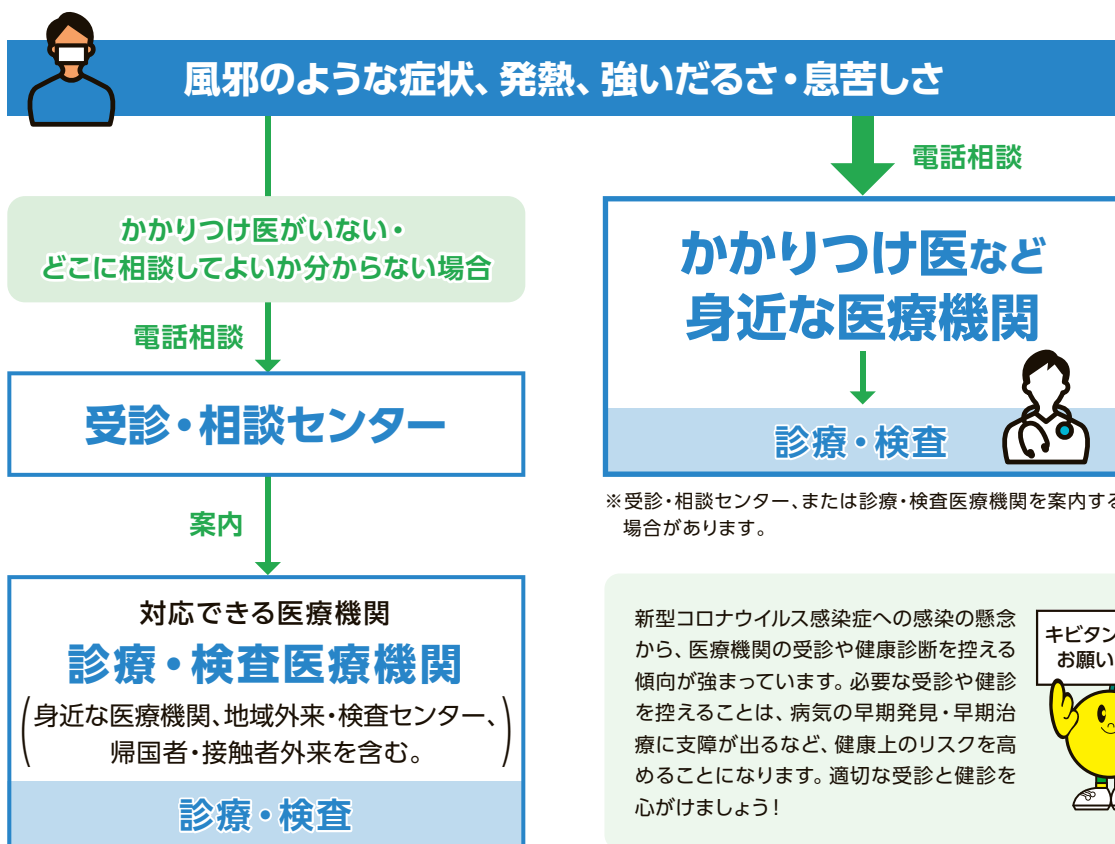
職員の同居家族が濃厚接触者と確認された場合の対応については、次の通りとする。

- 1 同居家族の勤務先、通学先等で感染者が確認され、その家族が濃厚接触者と確認された場合には、当該職員は遅滞なく配属先事業所に連絡すること。
- 2 その家族が濃厚接触者と確認された日から4日目と5日目の抗原定性検査が陰性と確認された場合には5日目から出勤可能とする。
- 3 出勤停止期間の勤務の扱いは、就業規則第21条第2項第5号を適用し「職務に専念する義務の免除」の扱いとする。

令和4年2月1日
社会福祉法人育成会

新型コロナウイルス 相談窓口

発熱等の症状がある方は、**まずはかかりつけ医等の身近な医療機関に電話でご相談ください。**かかりつけ医がない方、またはどこに相談してよいか分からない方は、「**受診・相談センター**」にご相談ください。



相談専用
ダイヤル

受診・相談センター ☎0120(567)747

(平日・休日問わず24時間対応)

※従来の「帰国者・接触者相談センター」はインフルエンザ流行に備えた体制整備のため、令和2年11月1日(日)から「受診・相談センター」に名称を変更します。

一般相談(コールセンター) ☎0120(567)177

(平日 8:30~21:00・休日 8:30~17:15)

※耳の不自由な方はファックス(024(521)7926)でご連絡ください。

【問い合わせ先】 福島県コロナ対策本部 ☎024(521)7262

福島県 新型コロナ相談 | 🔍